

# 新型コロナワクチン接種について VOL23

今後の新型コロナワクチン接種について令和5年2月8日時点で決まっていることをお知らせします

## 1

### 接種の目的と対象者

重症者を減らすことを目的として、第1の対象を「重症化リスクが高い人」とし、そのうえで、「それ以外のすべての人に対しても接種の機会を確保することが望ましい。」とされています。「生後6か月から4歳以下の乳幼児」と「5歳から11歳以下の小児」については、接種できる期間が短かったことから、**令和5年4月以降も接種が可能となる見込み**です。

#### 生後6か月～4歳の乳幼児の新型コロナワクチン接種について

「新型コロナワクチン接種について VOL22」でお知らせしていましたが、新型コロナワクチン接種の実施期間について、令和5年3月31日までとお知らせしておりましたが、上記に記載のとおり、**令和5年4月以降も接種が可能となる見込み**です。そのため、接種を受けたいというお子さまにつきましては、接種できる日程をご案内しますので健康ほけん課にご連絡ください。

※コールセンター・WEBでの予約受付は行っておりませんが、4月以降の予約受付方法に変更がありましたらお知らせいたします。



## 2

### 接種スケジュール

これまで年末年始に感染拡大があったことから、「秋から冬にかけて」接種を行うべきだとされています。

今後の感染拡大、変異株の状況やワクチンの持続期間についての新たなデータなどを踏まえ、重症化リスクが高い人のほか、重症化リスクの高い人に頻繁に接触する人には、追加して接種を行う必要性についても検討されることとなります。

## 3

### 使用するワクチン

現時点においては、現在使用している従来株とオミクロン株の成分を含む2価ワクチンを使用することが妥当とされていますが、流行すると考えられる株の成分のみを含んだワクチンを使用することも考えられることから、令和5年の秋冬に使用するワクチンについては、検討を進めたくうえで令和5年度早期に結論を出せるよう検討されていく予定です。

## 4

### 自己負担

必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられる見込みです。

## 5

### 令和6年度の接種について

新たに得られる知見を踏まえ、令和5年中に結論を出せるよう検討されていく予定です。

# これからの新型コロナウイルス対策について

## 基本的な感染対策は継続しましょう

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられていることから、基本的な感染対策が重要です。

### 基本的な感染対策

- 三つの密(密閉・密集・密接)の回避
  - 人と人との距離の確保
  - マスクの着用(※)
  - 手洗い等の手指衛生
  - 換気 等
- ※下記『「マスクの着用」の考え方が変わります』をご一読ください。



## 「マスクの着用」の考え方が変わります

令和5年3月13日から、個人の判断でマスクの着用をしていただくこととなります。ただし、以下のような場合には注意しましょう。



### 周囲の方に、感染を広げないために

#### マスクの着用が必要な場面

- 医療機関を受診する時
- 医療機関や高齢者施設などに勤務している人や同施設を訪問する時
- 通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバスに乗車する時(全員着席可能な新幹線や高速バスを除く)
- 症状がある人、新型コロナ検査陽性の人、同居家族に陽性者がいる人(やむを得ず外出する時は人混みを避け、マスクを着用すること)

### ご自身を感染から守るために

#### マスクの着用が効果的です

- 重症化リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・妊婦が感染拡大時に混雑した場所に行く時

マスクを着用するかどうかは、個人の判断にゆだねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにしましょう。

## 気を付けていただきたいこと

- ・マスクの着用は個人の判断にゆだねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上位置づけが変更された以降は、国による基本的対処方針および業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなります。

## ワクチン接種に関する各お問い合わせ先 ※番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意願います。

接種手続等の一般的な問合せ	副反応等の専門的な問合せ	接種券の発行等
松浦市コールセンター	長崎県コロナワクチンコールセンター	松浦市役所健康ほけん課
095-821-4601	電話:0120-764-060 24時間(土日祝含む)	0956-72-1111
月～金曜日 9時～17時	FAX:0800-080-6976(聴覚障害者向け)	月～金曜日 8時30分～17時15分